~国際貢献の取組みを通じたビジネス展開に向けて~

「福岡市 国際ビジネス展開プラットフォーム」運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「福岡市 国際ビジネス展開プラットフォーム設置要綱」(以下「要綱」という。)第8条の規定に基づき、「福岡市 国際ビジネス展開プラットフォーム」(以下「本会」という。)の運営に必要な事項を定める。

(会員の登録要件)

- 第2条 要綱第5条第1項の規定に基づき、本会への登録を受けようとする企業等は、次の各 号に掲げる要件のいずれにも該当し、福岡市暴力団排除条例第6条に規定する暴力団員又は 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者又は団体に該当しないものに限る。
 - (1) 日本国内で登記されていること。
- (2) 原則として、福岡市内に本社や本店、支社、営業所等の活動拠点を有すること。
- (3)要綱第2条に定める目的に賛同し、海外ビジネス展開への意向を有すること。

(海外事業案件に係る協力依頼)

第3条 要綱第3条第2号の規定に基づき、会員は福岡市に対して、海外事業案件のスキーム 構築や事業化に係る支援を求めることができる。この場合において、当該支援を求める会員 は、協力依頼書(様式第3号)を事務局に提出しなければならない。

(協力依頼への回答)

- 第4条 福岡市は,前条の協力依頼書の提出を受けた場合,次に掲げる項目を総合的に勘案し, 福岡市の協力の可否を案件ごとに決定し,会員に対して,その結果を協力依頼回答書(様式 第4号)により通知するものとする。
 - (1) 依頼内容が、要綱第2条に定める目的の達成に寄与するものであること。
 - (2) 当該案件又は当該案件に関連した将来的な展開の内容が、地場企業のビジネスチャンスに繋がる可能性を有すると認められること。
 - (3) 当該案件に対する福岡市の協力体制が十分に確立できる内容であること。
 - (4) その他当該案件に福岡市が協力することに十分な意義が見出せる内容であること。

附則

この要領は、平成26年10月9日から施行する。